UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

1. イントロダクション

1.1. 地域研究とは何か

地域研究（Area Study）とは、「ある特定の地域を理解するための研究」のことを言う。この「ある特定の地域」は、「ある特定の国家」を指すことが多いが、複数の国家にまたがる地域を指すこともある。また、まれに国家の一部の領域を指すこともある。

たとえば、地域研究としての「ロシア研究」は、ロシア連邦という特定の国家の領域を対象とする研究であるが、「ロシア・ユーラシア地域研究」は、「ロシア・ユーラシア地域」、すなわち表 1 に示す 15 ヵ国を対象とする研究ということになる。もちろん、これら 15 ヵ国を「ロシア・ユーラシア地域研究」としてひとまとめにして理解しようとするのは、これら 15 ヵ国が、1991 年 12 月のソ連解体までは、ソ連、正式にはソヴィエト社会主義共和国連邦[1]という一つの国家を構成する 15 の共和国（「連邦構成共和国」という）であったことから、一定の共通性および類似性があると考えられるからである。

表 1　旧ソ連 15 ヵ国[2]

現在の国名	ソ連時代の共和国名
アゼルバイジャン共和国 Republic of Azerbaijan / Азербайджáнская Респýблика / Azərbaycan Respublikası	アゼルバイジャン・ソヴィエト社会主義共和国 Азербайджáнская Совéтская Социалистúческая Респýблика
アルメニア共和国 Republic of Armenia / Респýблика Армéния / Հայաստանի Հանրապետություն	アルメニア・ソヴィエト社会主義共和国共和国 Армя́нская Совéтская Социалистúческая Респýблика
ウクライナ Ukraine / Украúна / Україна	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国 Украúнская Совéтская Социалистúческая Респýблика
ウズベキスタン共和国 Republic of Uzbekistan / Респýблика Узбекистáн / O‘zbekiston Respublikasi	ウズベク・ソヴィエト社会主義共和国 Узбéкская Совéтская Социалистúческая Респýблика
エストニア共和国 Republic of Estonia / Эстóнская Респýблика / Eesti Vabariik	エストニア・ソヴィエト社会主義共和国 Эстóнская Совéтская Социалистúческая Респýблика
カザフスタン共和国 Republic of Kazakhstan / Респýблика Казахстáн / Қазақстан Республикасы	カザフ・ソヴィエト社会主義共和国 Казáхская Совéтская Социалистúческая Респýблика
キルギス共和国 Kyrgyz Republic / Кыргы́зская Респýблика / Кыргыз Республикасы	キルギス・ソヴィエト社会主義共和国 Кирги́зская Совéтская Социалистúческая Респýблика
ジョージア Georgia / Грýзия / საქართველო	グルジア・ソヴィエト社会主義共和国 Грузúнская Совéтская Социалистúческая Респýблика
タジキスタン共和国 Republic of Tajikistan / Респýблика Таджикистáн / Ҷумҳурии Тоҷикистон	タジク・ソヴィエト社会主義共和国 Таджи́кская Совéтская Социалистúческая Респýблика
トルクメニスタン Turkmenistan / Туркменистáн / Türkmenistan	トルクメン・ソヴィエト社会主義共和国 Туркмéнская Совéтская Социалистúческая Респýблика
ベラルーシ共和国 Republic of Belarus / Респýблика Беларýсь / Рэспубліка Беларусь	白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国 Белорýсская Совéтская Социалистúческая Респýблика
モルドヴァ共和国 Republic of Moldova / Респýблика Молдóва / Republica Moldova	モルダヴィア・ソヴィエト社会主義共和国 Молдáвская Совéтская Социалистúческая Респýблика
ラトヴィア共和国 Republic of Latvia / Латвúйская Респýблика / Latvijas Republika	ラトヴィア・ソヴィエト社会主義共和国 Латвúйская Совéтская Социалистúческая Респýблика
リトアニア共和国 Republic of Lithuania / Литóвская Респýблика / Lietuvos Respublika	リトアニア・ソヴィエト社会主義共和国 Литóвская Совéтская Социалистúческая Респýблика
ロシア連邦 Russian Federation / Россúйская Федерáция	ロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国 Россúйская Совéтская Федератúвная Социалистúческая Респýблика

[1] ソ連の正式名称であるソヴィエト社会主義共和国連邦の英語表記は Union of Soviet Socialist Republics（略称 USSR）、ロシア語表記は Сою́з Совéтских Социалистúческих Респýблик（略称 СССР）である。なお、講義資料のロシア語表記には、すべて、学習の便宜のためアクセント記号を付す。

[2] 旧ソ連 15 ヵ国の現在の国名は、上段が日本語の表記、下段が英語／ロシア語／現地語の表記となっている。ソ連時代の共和国名はロシア語の表記のみ示した。なお、現在の国名の日本語表記は、「モルドヴァ共和国」および「ラトヴィア共和国」を除き、日本外務省の国名表記に従った。日本外務省は、それぞれ、「モルドバ共和国」、「ラトビア共和国」と表記している。日本外務省のこれら諸国の国名表記は、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」（1952 年 4 月 21 日法律第 93 号、最終改正 2015 年 4 月 22 日法律第 13 号、http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S27/S27HO093.html）に基づいている。この法律による国名の表記は、これら諸国の国家語（公用語）および英語の発音とはかなり異なることがある。たとえば、「アルメニア共和国」の「アルメニア」は、英語表記 Armenia、ロシア語表記 Армéния（アルメーニー）の発音に近いが、アルメニア語では Հայաստան（ハヤスターン）である。「ジョージア」は、英語表記 Georgia の発音に近いが、ロシア語表記 Грýзия（グルージー）の発音とは異なり、ジョージア語では საქართველო（サカルトヴェーロ）である。なお、「ジョージア」は、上記法律の 2015 年 4 月 22 日の改正までは、「グルジア」と表記されていた。この表記の変更は、2014 年 10 月 24 日に東京で行われたマルグヴェラシヴィリ（Giorgi Margvelashvili）ジョージア大統領と安倍晋三内閣総理大臣との首脳会談におけるマルグヴェラシヴィリ大統領からの国名呼称の変更についての要請にもとづき、上記法律が 2015 年 4 月 22 日に改正されたことによる。なお、従来の呼称である「グルジア」は、同国のロシア語の表記による呼称に基づく。

地域研究は、主として、政治学、法律学、経済学、社会学、歴史学といった学問分野（ディシプリン discipline）において発展してきた研究方法を用いて行われる。したがって、地域研究は、全体としては学際的研究として行われる。

地域研究は、すでに述べたように、ある特定の地域を研究対象とするが、異なる地域を対象とするそれぞれの地域研究の成果を比較することにより、研究対象とする地域について、より深い理解が可能となる。また、特定の地域に見られる現象が、その地域に固有のものであるのか、それともそのほかの地域においても見られる普遍的または一般的な現象であるのかということは、比較することによって初めて明らかとなる。したがって、地域研究は、ある特定の国や地域を研究することであるが、つねに複数の国や地域を比較するという視点を持たなければならない。そして、比較のためには、基準や類型化が必要であり、それらを提供するのが上記のディシプリンということになる。

たとえば、政治学や法律学の知識を用いて複数の国を比較しようとする場合、まずはそれぞれの国の統治の仕組みに着目する。基本的な統治の仕組みは、憲法によって定められているから、憲法を比較することで、複数の国の統治の仕組みを比較することができる。そして、その結果、統治の仕組みには、いくつかの類型があることがわかる。まず、行政権（執行権）に着目すると、行政権の長が、大統領である制度（大統領制）と首相[3]である制度（議院内閣制）というものに大別される。たとえば、ロシアは大統領制であり、日本は議院内閣制である。この大統領制についてさらに詳しく見てみると、ロシア、フランス、ドイツのように大統領と首相がともに存在する国と、米国のように首相がいない国があることがわかる[4]。また同じように大統領と首相が存在しても、行政権の長は大統領であって、首相は大統領によって任命されるロシアやフランスと、行政権の長は首相であって大統領は象徴的存在であるドイツとは大きな違いがあり、ドイツは見かけ上は大統領が存在するものの、実質的には議院内閣制と言ってよい仕組みとなっている。

ところで、経済学の知識、たとえば、GDP[5]、とくに一人あたりの GDP などの経済的指標（すなわち、経済的豊かさ）を主要な基準にして複数の国を比較しようとする場合、それらの国を、「先進国」、「新興国」、「発展途上国」、「後進国」などと分類し、序列化することがある。

確かに、人は幸福を追求し、健康で文化的な生活を営む権利を有しており、国家は、社会福祉、社会保障、公衆衛生などの向上や増進に努めなければならない以上[6]、その実現のために国家が経済発展を目指すことは当然である。したがって、経済的により発展した国のほうが、基本的人権を保障するための条件をより多く備えていると言うことができよう。だからといって、経済的により発展した国が、基本的人権をより多く保障していて、よい国であると、必ずしも言えるわけではない。ある国家が経済的に発展していても、その国民のすべてがその豊かさを享受しているかどうかはわからないし、基本的人権は、経済的に豊かであれば自動的に充たされるものではないからである。すなわち、基本的人権には、法の下での平等が保障され差別がないこと、思想や言論の自由が保障されていることなども含まれているからである[7]。また、文化的な豊かさも、経済的な豊かさとは、直接には関係がない。したがって、ある一つの数量的な基準を用いて国を序列化することは、その数量に基づく序列だけにとらわれてしまい、それぞれの国の本当の姿を見誤るおそれがある。複数の国の比較は、それらの国のどちらがより優れているかという視点で国を序列化することが目的ではない。それぞれの国は異なる歴史と文化を持ち、また多様であり、異なる国のあいだにはある点が似ていて、ある点は似ていないという相互の相対的距離があるだけであり、単一の到達点を目指して単純な発展段階を進むわけではない。

1.2.「ロシア・ユーラシア地域研究入門 1」で学ぶこと

「ロシア・ユーラシア地域研究入門 1」では、主として、政治学、法律学、歴史学のディシプリンから、ロシア・ユーラシア地域の歴史、政治、外交の基礎について学ぶ。

ただし、旧ソ連諸国の各地域はそれぞれ異なる歴史や文化を持っており、ロシア帝国、ソ連、現在のロシア連邦との関係も多様である上、ソ連解体から四半世紀のあいだ旧ソ連各国はそれぞれ独自の歩みを進めてきたため、現在では、旧ソ連各国の違いも大きい。したがって、「ロシア・ユーラシア地域研究入門 1」では、この地域の現状については、旧ソ連諸国の中で最大の人口と面積を持ち、日本との関係が最も深いロシア連邦を主として取り上げることとする。

なお、旧ソ連諸国を含む世界各国の概要については、とりあえず、日本外務省のホームページの「国・地域」のページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/）から、各国のページを参照されたい。各国のページでは、①一般事情（面積、人口、首都、民族、言語、宗教、略史）、②政治体制・内政（政体、元首、議会、政府、内政）、③外交・国防（外交基本方針、軍事力）、④経済（主要産業、GDP、一人当たり GDP、経済（実質 GDP）成長率、物価上昇率、失業率、貿易額、主要貿易品、主要貿易相手国、通貨、為替レート、経済

---

[3] 「首相」は総称または便宜上の名称であって、正式の名称は、国によって異なり、日本は内閣総理大臣、ロシアはロシア連邦政府議長（Chairman of the Government of the Russian Federation / Председа́тель Прави́тельства Росси́йской Федера́ции）、ドイツは連邦首相（Federal Chancellor / Bundeskanzler 語源的には連邦書記官長といった意味である）、フランスは首相（Prime Minister / Premier Ministre）である。

[4] 比較政治学では、米国のような大統領だけが存在する制度を標準的なものと見なして、それを大統領制（presidential system）と言い、大統領と首相が存在するフランスやロシアの大統領制を半大統領制ないし準大統領制（semi-presidential system または semi-presidentialism）と言うことがある。また、semi-presidential system または semi-presidentialism に対して、米国の大統領制を full-presidential system または full-presidentialism と言うこともある。

[5] 国内総生産（Gross Domestic Product）。GDP とは、国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額を言う。「国内」総生産であるから、日本企業が海外支店等で生産したモノやサービスの付加価値は含まない。

[6]「日本国憲法」（1946 年 11 月 3 日憲法）第 13 条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、また第 25 条には、「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定められていることからも明らかなように、人が幸福を求め、健康で文化的な生活を営むことは、基本的人権の一つである。

[7]「日本国憲法」第 14 条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」、第 19 条には、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、第 21 条には、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定められている。

概況)、⑤経済協力（日本の援助実績、主要援助国)、⑥二国間関係（政治関係、経済関係、文化関係、在留邦人数、在日当該国人数、要人往来、二国間条約・取極）などについて、概要を知ることができる。また、各国[8]のより詳細な経済・ビジネス情報については、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）[9]のホームページ（https://www.jetro.go.jp/）の「国・地域別に見る」のプルダウンメニューから各国・地域のページを参照されたい。

1.3.「ロシア・ユーラシア地域研究入門 1」で用いるディシプリンとしての法

1.3.1. 法とは何か

(1) 社会規範としての法

人は、ひとりで生きているのではなく、他人とともに生きている。つまり、人は、共同生活をしている。共同生活が円滑に営まれていくためには、きまりが必要である。共同生活が営まれている場を社会といい、きまりのことを規範ということから、社会において、誰もが、あるいはいかなる組織や集団も、守らなければならないきまりのことを、社会規範という。

社会規範には、法、道徳、習俗、宗教などがある。これらの社会規範は、「何々をしなさい」、「何々をしなければならない」、あるいは反対に「何々をしてはならない」といった命令あるいは禁止のかたちをとっている。したがって、それに反することが行われることを予想している。

(2) 法規範の特徴

道徳は、人の考え、心、内面についての規範であるが、法は人の外面的な行為についての規範である。他人の持っているものを奪い取ろうと考えたり、殺意を抱いたり、女性を見ていやらしいことを想像したりすることは、反道徳的なことであるが、それだけで処罰されることはない。

日本の社会には、正月に餅を食べ、節分に豆まきをし、目上の人に会えば頭を下げるという習俗があるが、これらのことを行わないというだけで処罰されることはない。

しかし、法に反して、窃盗をしたり、殺人をしたり、強姦をすれば、人は、法によって裁かれ、罰せられる。法は、人あるいは組織や集団の行為を問題とし、人あるいは組織や集団の行為を規律する規範、すなわち行為規範である。

(3) 法と強制力

法は、社会全体の総意を代表する国家権力によって強制的に実現される特殊な社会規範である。

1.3.2. 憲法とは何か

(1) 憲法

法の機能は、必要最小限の強制力による共同生活の調整である。社会では、各個人は法的地位では平等、対等であり、そこで生ずる衝突、対立は解消が困難となる。そこで問題を解決するため、強制力を有する公権力が設定される。憲法は、公権力を有する国家と個人の法的関係についての基本法である。

(2) 憲法の二つの要素

①憲法は、国家のしくみについて、三権分立を定め、それぞれの国家機関の権利や義務について定めている。

②憲法は、個人の権利について定めている。

憲法は、そもそも王権が勝手しほうだいをしないように決めたものであるから、王権がしてはならないこと、していいことについて定めてあり、また国民の権利を侵害しないよう、国民の権利について定めたものである（＝憲法は市民革命の産物＝立憲主義)。

憲法は、強大な公権力を持ちうる政府に対して、法的な制約を課すこと、すなわち、政府に対して義務を課す規範である。

権利と義務は表裏の関係にあり、国民の権利を実現する義務を政府が負うことを規定するのが憲法である。憲法は、法律による国民に対する義務が、国民の権利と自由を不当に侵害しないよう、政府の立法活動に制限を加えている。

憲法は、統治者の行為を支配し、統治者が守る義務を課されているものである。

1.3.3. 社会認識の確立

(1) 憲法を守らなければならないのは誰か

第 99 条　天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

「日本国憲法」第 99 条は、憲法を尊重し擁護する義務を負うのは国民ではなく公務員であるとしている。憲法の文言は「尊重し擁護する義務」としているが、遵守義務と言ってよいだろう。つまり、憲法は、国民にではなく、公務員、つまり公権力の担い手に対して、憲法の遵守義務を課し、つまり、「こうすべきである」、「こうしてはならない」ということを定めているのである。

近代憲法は、英国の歴史に見られるように、そもそも国王が恣意的に税金を課したりしないように、商人たちが国王に守るべきことを突きつけたところから生まれたものである。つまり、憲法は、国民が公権力を制限するためにある、あるいは国民を公権力の専横から守るためにあると考えるべきであり、この考え方を立憲主義と言う。ところが、日本やロシアでは、最初の憲法（1889 年の「大日本帝国憲法」、1906 年のロシア帝国の「国家基本法」）は、国民が自ら作ったのではなく、国王が国民に与えた欽定憲法であったために、現在でも、憲法や法律は、あたかも公権力が国民を規制するために存在するかのように理解されていることが多い。

[8] すべての国を網羅しているわけではない。

[9] 独立行政法人日本貿易振興機構は、「独立行政法人日本貿易振興機構法」（2002 年 12 月 13 日法律第 172 号、最終改正 2014 年 6 月 13 日法律第 67 号、http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO172.html）に基づき、2003 年 10 月 1 日、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された。日本貿易振興会は、「日本貿易振興会法」（1958 年 4 月 26 日法律第 95 号、最終改正 2000 年 5 月 31 日法律第 99 号、廃止 2002 年 12 月 13 日法律第 172 号、http://law.e-gov.go.jp/haishi/S33HO095.html）により 1958 年 7 月に設立された特殊法人であった。

しかし、実際には憲法や法律の多くは公権力の担い手たちの専横を規制し、国民の権利を守るために存在しているのである。

(2) 国民の義務は何か

第 26 条第 2 項　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に教育を受けさせる義務を負う。
第 27 条第 1 項　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。
第 30 条　国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

「日本国憲法」に定められている国民の義務は上記の 3 点であり、憲法の規定の多くは、国民の権利を定めている。そして、その国民の権利を実現する義務を公権力に課していると言える。

一般に「義務教育」と言うが、第 26 条第 2 項に明らかなように、国民が教育を受けること、あるいは学校に通うことは、義務ではない。親が子どもに教育を受けさせる義務を負うのである。

第 27 条第 1 項の勤労は権利であり義務であるという規定は矛盾しているように見える。働くことは義務だと素直に解釈してよいと考えられるが、勤労が権利であるという以上、働きたい人が働けない状況をなくして、すべての国民に勤労の場を保障する義務が公務員の側に課されていることも重要である。

(3) 人権を守らなければならないのは誰か

憲法にはさまざま基本的人権が規定されている[10]。わが国には、人権擁護週間などが定められていて、法務省などがさまざまな行事を通じて、啓発活動を実施しているが、それを見ると、人権を擁護することが国民に求められているかのように感じさせるものが多い。人種差別や性差別をしないように、あるいは障害者や被差別部落民を差別しないように、など。しかし、一般の国民が人を差別することがあっても、その影響はささいなものであり、たいした差別ができるわけではない。確かに、旅館、公衆浴場、賃貸アパートに「外国人お断り」などとあることが、新聞に取り上げられたりするし、職場・学校での性差別やハラスメントもしばしば見られる。しかし、制度的問題と、個人の道徳的・倫理的問題とは区別されなければならない。

例えば、外国人であるだけで、罵声をあびせたり、入浴お断りなどと言うことは、人権問題というより、道徳や倫理の問題であり、誰が見ても、間違った行為である。

重要なのは、そうした明らかに間違っている、正しくない個人の行為ではなく、制度的な問題である。例えば、同じ仕事をしているのに女性というだけで賃金が低かったり昇進が遅れたりしていると女性が訴えている企業が存在しているのに、それを不利益をこうむっている当事者の女性による訴訟というかたちでしか解決できない制度のほうが問題である。離婚に関連することがら、扶養義務などについても、明らかに女性に不利な制度になっているのも同様である。養育費を支払わない前夫が不誠実であるという個人的問題に帰するのではなく、養育費が支払われなかった場合の差し押さえや強制執行などの制度が不備なことが問題なのである。

外国人差別の問題で言えば、実は、国連や諸外国が問題にしているのは、日本国民の個々の行為ではなく、日本の政府とくに、人権擁護週間を実施している法務省（出入国管理、外国人登録、帰化、永住許可などの事務を担当している部署、あるいは刑務所）と、警察（犯罪捜査、取調べ、拘置所）である。外国人のみならず、日本国民もまた、ひどい差別を受けたと感ずるのが、役所や警察であることが多い。役所や警察は強い権限を持っており、警察の場合は武力を行使することができる。こうした機関こそ、実は、人権侵害を犯すことが多く、起きた場合にはその被害も深刻なものとなる。

参考文献

1. 加藤普章編『新版・エリア・スタディ入門：地域研究の学び方』昭和堂、2000 年 6 月 15 日
2. 岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究 I：民主化の多様な姿』日本経済評論社、2004 年 6 月 15 日
3. 渋谷秀樹『憲法への招待・新版』（岩波新書・新赤版 1470）、岩波書店、2014 年 2 月 21 日

[10] 脚注 6 および 7 を参照。ただし、そこに書かれているものがすべてではない。